**（一社）愛知県産業資源循環協会ホームページバナー広告掲載要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会（以下「協会」という。）が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

（１）協会ホームページ

協会が管理するホームページで<https://www.aisankyou.com>で始まるものをいう。

（２）バナー広告

文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（バナー広告の規格等）

第３条　バナー広告を掲載する位置、枠数及び規格等必要な事項については、別途仕様で定める。

（広告掲載の対象)

第４条　広告主が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告主の広告は掲載しない。なお、広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

（１） 民事再生法又は更生法による再生又は更生手続中のもの

（２） 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの

（３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団及び次の①から⑦までのいずれかに該当するもの

①　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下に同じ。）

②　役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その　　いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）が暴　力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

③　役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇　用している個人又は法人等

④　役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等

⑤　役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは　便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

⑥　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難さ　　　れるべき関係を有している個人又は法人等

⑦　役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与　している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（広告の内容等）

第５条　広告の内容は、公共性及び信頼性を損なうことのないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告の対象とすることができない。

（１） 政治性又は宗教性のあるもの

（２） 特定の主義又は主張にあたるもの（意見広告を含む。）

（３） 個人の氏名広告

（４） 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

（５） 公序良俗に反するおそれのあるもの

（６） 法令等に違反するもの又はそのおそのあるもの

（７） 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの

（８） あたかも協会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

（９） 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はおそれのあるもの

（10） その他、広告として適当でないと協会が認めるもの

（バナー広告の禁止表現）

第６条　バナー広告における表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載しない。

（１） 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

（２） 協会の情報と錯誤する恐れがある表現、画像を使用したもの

（３） 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるも

の

（４） 実際には機能しないもの

（５） その他広告の表現として適当でないと認められるもの

（バナー広告の掲載期間）

第７条　バナー広告を掲載する期間は原則１年とし連続しての掲載も可能とする。　　なお、協会が妥当と認めるものはこの限りでない。

２　バナー広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

３　バナー広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

４　第２項及び第３項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から12月31日、1月2日から1月4日に当たる場合は、翌日を掲載開始日及び掲載終了日とする。

（広告主の募集）

第８条　広告掲載を希望するものは、広告掲載申込書(様式1)にバナー広告案(電子データ)を添えて協会に申し込むものとする。

（掲載の決定）

第９条　協会は第８条により広告掲載申込書の提出があった場合は、第４条及び　第５条並びに第６条の規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

２　協会は提出されたバナー広告案の内容が第４条及び第５条並びに第６条の規　定に反すると判断した場合は、広告掲載申込者に修正を求めることができる。

３　協会は、第３条の規定で定められた枠数を超えてバナー広告掲載の申し込みがあった場合は、申し込み順とし、また協会正会員及び賛助会員並びに地域性の高いバナー広告を優先させるものとする。

（バナー広告の提出と広告料の支払い）

第１０条　前条により広告掲載が決定し当該掲載料の請求書が到達した後、広告主は別に定める広告料を速やかに支払い、掲載する広告原稿を掲載開始日から起算して１４日前までに、協会へ提出するものとする。

２　前項により提出されたバナー広告の修正については、前条第２項の規定を準用する。

（掲載の取消し）

第１１条　協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取消すことができる。

（１） 第４条又は第５条並びに第６条の規定に反すると判断したとき。

（２） その他、バナー広告の掲載を継続することが適切でないと協会が判断したとき。

２　前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、協会は広告主に取消し理由を付した書面（様式3）により通知するものとする。

３　第１項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合でも、納入された広告料は返金しないものとする。

４　第１項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、協会は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

（掲載の取下げ）

第１２条　広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げることがで

きる。

２　広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、書面(様式2)により協会に申し出なければならない。

３　第1項の規定によりバナー広告の掲載が取り下げられた場合でも、納入された広告料は返金しないものとする。

（リンク先のURLの変更）

第１３条　広告主は、バナー広告のリンク先の URL を変更するときは、変更しようとする日から起算して１４日前までに、協会に届け出るものとする。

（広告主の責務）

第１４条　広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、バナー広告に関する全ての事項について、一切の責任を負う。

２　広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（その他）

第１５条　この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会の判断に従うものとする。

２　この要綱に定めるもののほか、バナー広告の取扱いに関して必要な事項は、協会が別に定める。

附則 （施行期日） この要綱は令和４年１月１８日から施行する。

様式1　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

一般社団法人愛知県産業資源循環協会

ホームページバナー広告掲載申込書

　　 　　　　年　　月　　日

　一般社団法人　愛知県産業資源循環協会

　会長　永井　良一　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者氏名）　　　　　　　　　　　印

　　貴協会ホームページバナー広告（会社名）掲載について、裏面「掲載時の確認

事項」を承諾し、次のとおり申し込みます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 掲載希望期間 | 年　　月　　日 ～ 　　　　年　 月 　日 | | | | | |
| バナー掲載料  (１年間) | 会　 員 | 円 | | 非 会 員 | | 円 |
| バナー画像の  提出方法 | □データ支給（形式jpeg・gif・png）  　□原稿支給（ロゴデータの支給あり・ロゴの作成を依頼）  □初期設置費用5,500円、画像制作費用5,500円・ロゴ作成は別途料金  　□現在の掲載を継続 | | | | | |
| リンク先アドレス | http　:// | | | | | |
| ご担当者 |  | | | | | |
| 電話番号 |  | | Fax 番号 | |  | |
| E-mail |  | | | | | |

　　　　　　　　　　　　　　（裏面）

○掲載時の確認事項

　1．広告内容については、申込みを行う会社名とし、その会社ホームペー　　 ジへリンクする事ができます。

　2．広告の内容が公共性を損なうもの、法に抵触するもの又は、協会が掲　　 載が不適切と認めるものは掲載できません。

　 　既に掲載されている場合も上記に該当すると認められる場合は、当協会により掲載を取りやめ、その掲載申込み期間における掲載料の返金はいたしません。

　3．掲載を希望する原稿は掲載当初日の１４日以前に提出してください。

　 原稿の規格　・大きさ　　　縦８３ピクセル　横２１０ピクセル

　　　　　　　　・データ形式　ｊｐｅｇ、ｇiｆ、ｐｎｇ

　　　　　　　　・データ容量３０ＫＢ以下

　　　　　　　　・動画は静止画像とする。

　4．掲載後、リンクのＵＲＬを変更する場合は、速やかに協会へ届け出てください。

5．掲載期間は１年とし、更新（継続）は当申込用紙により可能です。

6．掲載料の支払いについては、掲載決定後、当協会の請求書を送付しますので、到着後１５日以内に振込みください。（振込手数料はご負担ください。）

　7．掲載料は、社会情勢等により変更を行うことがあります。（次回の申込みより変更となります。）

8．広告掲載の取下げは協会へ書面（様式２）により行ってください。

ただし、その掲載申込み期間における掲載料の返金はいたしません。

様式２

一般社団法人愛知県産業資源循環協会

ホームページバナー広告掲載取下げ申込書

　　 　　　　年　　月　　日

　一般社団法人　愛知県産業資源循環協会

　会長　永井　良一　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　 　　（代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　印

貴協会ホームページバナー広告掲載について、取下げを依頼します。

なお、納付した当該バナー掲載料の請求はいたしません。

様式３

一般社団法人愛知県産業資源循環協会

ホームページバナー広告掲載取消し通知書

　　 　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

一般社団法人愛知県産業資源循環協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　永井　良一　印

当協会ホームページにおける、貴社バナー広告掲載について、下記の理由により取消しを通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　記

取消し理由

凡例

（一社）愛知県産業資源循環協会ホームページバナー広告掲載要綱第４・５・６条の（１）～(10)に該当すると認められるため。

その他、　　　　　　　　　　　　　のため、バナー広告の掲載を継続する

ことが適切でないと認められるため。